

特区小規模保育事業所として活用できる 建物情報を募集します

堺市では、小規模保育事業所の整備を進めるため、当該施設を設置できる建物の情報を募集し、運営法人へ提供します。

以下の条件に適合する建物がありましたら、情報の提供をお願いいたします。

【募集期間】 令和3年8月19日（木）17時30分まで

提供をお願いする情報について

項目	条件
募集区域	北区 エリア等の詳細は、別紙を参照してください
延床面積	<u>おおむね 100 m²以上</u> ※保護者用駐車場も整備できる面積があれば、望ましい。
その他の条件	<ul style="list-style-type: none">・新耐震基準（昭和56年6月施行）を満たしていること。（※1）・検査済証が発行されていること。（※2）・2階建て以上の場合は、耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）であること。

※1 昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合は、耐震調査を実施し、耐震上問題がないことが確認された建物であること。

※2 検査済証が発行されていない場合は、用途変更の確認申請を提出し、受け付けされていること又は指定確認検査機関での建築基準法適合調査を受けていること。

詳細は、堺市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/shoukibo-tochitou-boshuu-r3-2.html>

[募集区域 北区]

